

上尾市障害児（者）生活サポート事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 3 号

上尾市障害児（者）生活サポート事業実施規則の一部を改正する規則

上尾市障害児（者）生活サポート事業実施規則（平成 2 0 年上尾市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、障害児（者）生活サポート事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 3 条中「第 1 条に規定する補助を受けよう」を「障害児（者）生活サポート事業を行おう」に改める。

第 5 条第 1 項中「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を行った団体が前条各号のいずれかに該当することその他必要な事項を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を上尾市障害児（者）生活サポート事業団体登録決定（却下）通知書（第 1 号様式の 2）により、当該団体に通知するものとする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項の規定により第 3 条の登録を受けることができる旨の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対し、上尾市障害児（者）生活サポート事業団体登録証（第 2 号様式）を交付するものとする。

第 8 条第 1 項中「を市長に提出しなければ」を「により、市長に申請しなければ」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が前条各号のいずれかに該当することその他必要な事項を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を上尾市障害児（者）生活サポート事業利用登録決定（却

下) 通知書(第3号様式の2)により、当該申請者に通知するものとする。
第8条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定により第6条の登録を受けることができる旨の決定を受けた者(以下「登録利用者」という。)に対し、上尾市障害児(者)生活サポート事業登録利用者票(第4号様式。以下「利用者票」という。)を交付するものとする。

第10条第1項中「第8条第2項の規定に基づき登録を受けた者(以下「登録利用者」という。)」を「登録利用者」に、「第5条第2項の規定により第3条の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)」を「登録団体」に改める。

第11条の見出しを「(サービスの利用の限度)」に改め、同条中「登録利用者が」を削り、「超えてはならない」を「限度とする」に改める。

第16条を次のように改める。

(利用料)

第16条 登録利用者は、サービスを利用するときは、当該サービスを提供する登録団体に対し、その利用に係る料金(以下「利用料」という。)として1時間当たり950円(当該登録利用者が18歳未満(当該サービスを利用する年度において、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)の場合にあっては、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる利用料)を支払わなければならない。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1項を加える。

(経費の負担)

第17条 市は、障害児(者)生活サポート事業に関し、登録団体によるサービスの提供に要する経費を負担するものとする。

2 前項の規定に基づき、登録団体からの請求に対して市が支払う額は、次に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) サービスの提供に要する費用(次号に掲げるものを除く。) サービスの提供を行った登録利用者1人につき、2,850円から当該登録利用者に係る前条に規定する1時間当たりの利用料を減じた額に当該登録利用者のサービスの利用時間を乗じて得た額

(2) 障害児(者)生活サポート事業を実施するための施設(市内に存する

施設であって、障害児（者）生活サポート事業を専門に実施するためのものに限る。）の借上げに要する費用 当該施設の借上げに要した費用の額（当該費用の1月当たりの額が5万円を超える場合にあっては、5万円）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第16条関係）

登録利用者の属する世帯	利用料
生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
生計中心者の前年所得税課税年額が非課税である世帯	0円
生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下である世帯	250円
生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上1万5,000円以下である世帯	400円
生計中心者の前年所得税課税年額が1万5,001円以上4万円以下である世帯	650円
生計中心者の前年所得税課税年額が4万1円以上7万円以下である世帯	850円
生計中心者の前年所得税課税年額が7万1円以上である世帯	950円

備考 この表において「前年所得税課税年額」とあるのは、1月から6月までの間におけるサービスの利用の場合にあっては「前々年所得税課税年額」とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第5条関係）

上尾市障害児（者）生活サポート事業団体登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長

年 月 日付けで申請のあった、上尾市障害児（者）生活サポート事業団体登録について、次のとおり決定したので通知します。

団体の概要	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
登録決定年月日		
却下の理由		
備 考		

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第3号様式の2（第8条関係）

上尾市障害児（者）生活サポート事業利用登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長

年 月 日付けで申請のあった、上尾市障害児（者）生活サポート事業利用登録について、次のとおり決定したので通知します。

登録番号	
登録利用者名	
（保護者名）	
住 所	
登録年月日	
有効期限	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市障害児（者）生活サポート事業実施規則（以下「新規則」という。）第16条及び第17条の規定は、この規則の施行の日以後の新規則第6条に規定するサービスの利用について適用する。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の上尾市障害児（者）生活サポート事業実施規則第2号様式及び第4号様式による書類は、それぞれ新規則第2号様式及び第4号様式によるものとみなす。